

# 京都府公立大学法人教職員給与規程

平成20年4月1日  
京都府公立大学法人規程第15号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

**第3条** 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

## 第2章 給与

### 第1節 給料

(給料)

**第5条** 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

**第6条** 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。
- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。

(5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。

(6) 指定職給料表は、学長である教職員に適用する。

3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

**第7条** 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

**第8条** 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

（再雇用教職員の給料月額）

**第9条** 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務教職員の給料月額）

**第10条** 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 京都府公立大学法人教職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第11条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前3条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、再雇用規程第11条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

**第11条** 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

**第11条の2** 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

**第12条** 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。
- 第13条** 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。
- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
  - 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第2節 手当

(手当の種類)

**第14条** 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 管理職手当
- (14) 初任給調整手当
- (15) 期末手当
- (16) 勤勉手当
- (17) 退職手当

(扶養手当)

**第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から

第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出等）

**第16条** 新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日か

ら15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じたとき。

(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至ったとき。

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務9級以上教職員等が事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で事務9級以上教職員等以外のものが事務9級以上教職員等となったとき。

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外のものが事務8級教職員等となったとき。

(7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったとき。

(地域手当)

**第17条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の4.4を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異

動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 5 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

**第18条** 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
  - (2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第3号までのいずれかに掲げる教職員のうち第4号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号から第3号までのいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第4号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円以下の家賃を支払っている教職員 1,000円
  - (2) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円を超え月額2万1,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万1,000円を控除した額に相当する額
  - (3) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万1,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万1,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が2万円を超えるときは、2万円）を1万円に加算した額に相当する額
  - (4) 前項第2号に掲げる教職員 前3号までの規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

**第19条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者

の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円とする。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。第1号において単に「住居」という。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を超えるときは、支給単位期間につき、それぞれその額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

ア 住居が京都府の区域内にある場合 3万円

イ アに掲げる場合以外の場合 2万円

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

**第20条** 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場

所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

**第21条** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

（特地勤務手当）

**第22条** 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者については、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（時間外勤務手当）

**第23条** 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される



時間にした勤務に限る。)に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員にあっては、別に定める時間を除く。）に対して支給する。
- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。
- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(宿日直手当)

- 第24条** 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。
- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,100円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,200円）を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、7,650円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては3万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては1万800円）を超えない範囲内において別に定める額とする。
  - 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。  
(管理職員特別勤務手当)

- 第25条** 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員（以下「管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（週休日又は祝日法に基づく休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日

等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
    - ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
    - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

**第26条** 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

**第27条** 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日が同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

**第28条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

**第29条** 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

**第30条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。)にあっては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては6月に支給

する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員(同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

**第32条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支

給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

**第33条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額
    - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の40(特定管理職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第

31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末特別手当）

#### 第34条 削除

（育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給）

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（特定の教職員についての適用除外）

第36条 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第15条、第16条、第17条第3項から第5項、第18条、第22条、第29条の規定は、再雇用教職員には、適用しない。

（扶養手当等の支給方法）

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

### 第3節 補則

（給与の減額）

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（1） 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

（2） 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

（3） 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

（勤務1時間当たりの給与額）

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

### 第4節 給与の特例

（非常勤職員の給与）

第40条 常勤を要しない職員（再雇用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）の給与については、理事長が他の常勤の教職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。

（休職者の給与）

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

### 第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

### 第6節 口座振込みの方法による給与の支給

（給与の口座振込み）

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

### 第3章 雑則

（京都府からの派遣職員の特例）

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

（施行について必要な事項）

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者（以下「承継教職員等」という。）の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員（承継教職員等を除く。）について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第6条から第11条及び京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15－14号）

附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の1.5（事務9級以上教職員等にあつては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

- 6 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

#### 附 則（規程第15-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（規程第15-2号）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（規程第15-3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。  
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。  
（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）、特勤手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあつて

は、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から56号給
	2 級	1 号給から24号給
	3 級	1 号給から 8 号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給
	2 級	1 号給から12号給
医療職給料表	1 級	1 号給から52号給
	2 級	1 号給から32号給
	3 級	1 号給から16号給
	4 級	1 号給から 4 号級
看護職給料表	1 級	1 号給から56号給
	2 級	1 号給から40号給
	3 級	1 号給から16号給
	4 級	1 号給から 4 号級

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者(採用の事情を考慮して別で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則 (規程第15-4号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (規程第15-5号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

#### 附 則 (規程第15-6号)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号給の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。

3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則 (規程第15-7号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則 (規程第15-8号)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(住居手当の経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。



(施行日における号給の調整)

- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-9号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（規程第15-10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(特地勤務手当の経過措置)
- 2 規程第22条第2項の100分の8は、平成26年3月31日までの間は100分の8、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は100分の6.8、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は100分の5.6、同年4月1日以降は100分の4とする。

附 則（規程第15-11号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
(号給の経過措置)
- 2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表（以下「新給料表」という。）の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

附 則（規程第15-12号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

(平成27年4月1日における号給の調整)

- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成20年1月1日において職員給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第6条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（規程第15-14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日（次項及び附則第4項において「適用日」という。）から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（適用日等における号給の調整）

- 4 教職員（適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-12号（以下「平成26年改正規程」という。））附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。）のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日（適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあっては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。）における号給については、附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員（平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員（平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員（前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮し

て前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-14号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用については、「経過措置給料額（）」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

（平成26年改正規程の一部改正）

- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。  
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則（規程第15-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成28年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養

親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「とき(事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者が不在の場合を除く。)」とあるのは「とき」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が不在とき(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者が不在の場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が不在とき(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者の不在の教職員となったとき(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者の不在のものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者の不在の教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者の不在の教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並び

に同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「事務8級教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等が事務8級以上教職員等」と、同項第6号中「事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等」と、「が事務8級教職員等」とあるのは「が事務8級以上教職員等」とする。

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-16号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則別表第1(第2項関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	192,600	229,200	264,600	291,800	323,200	368,600	415,200	466,700	531,000
	2	143,000	194,400	230,900	266,700	294,100	325,500	371,200	417,700	469,800	534,000
	3	144,200	196,200	232,400	268,700	296,400	327,800	373,800	420,200	472,900	537,200
	4	145,300	198,100	234,000	270,800	298,700	330,100	376,400	422,700	476,000	540,400
	5	146,400	199,700	235,500	272,800	300,800	332,400	378,600	424,600	479,000	543,500
	6	147,500	201,500	237,200	274,900	303,100	334,500	381,100	426,900	482,100	545,900
	7	148,600	203,300	238,800	277,000	305,400	336,700	383,600	429,100	485,200	548,400
	8	149,800	205,100	240,400	279,100	307,700	338,900	386,100	431,300	488,300	550,900
	9	150,900	206,900	241,900	281,200	309,900	341,100	388,700	433,400	491,100	553,300
	10	152,300	208,700	243,400	283,300	312,200	343,300	391,400	435,500	494,200	555,200
	11	153,600	210,500	245,000	285,400	314,500	345,500	394,100	437,600	497,200	557,000
	12	154,900	212,300	246,600	287,500	316,800	347,700	396,800	439,800	500,300	558,900
	13	156,200	213,800	248,100	289,600	319,000	349,700	399,300	441,600	503,000	560,700
	14	157,800	215,600	249,600	291,700	321,200	351,800	401,600	443,500	505,400	562,200
	15	159,300	217,300	251,300	293,800	323,400	353,900	403,900	445,500	507,700	563,700
	16	160,900	219,100	253,100	295,900	325,600	356,000	406,300	447,500	510,100	565,000
	17	162,200	220,800	254,800	297,900	327,700	357,900	408,200	449,400	512,400	566,400
	18	163,700	222,600	256,800	300,000	329,800	359,900	410,200	451,200	513,900	567,600
	19	165,300	224,200	258,800	302,100	331,900	361,900	412,100	453,000	515,400	568,800
	20	166,800	225,800	260,800	304,200	333,900	363,800	414,000	454,800	516,800	570,000
	21	168,200	227,300	262,700	306,300	336,000	365,900	415,900	456,600	518,000	571,200
	22	170,900	229,000	264,600	308,400	338,100	367,800	417,700	458,100	519,500	
	23	173,600	230,700	266,500	310,500	340,200	369,800	419,600	459,600	521,000	
	24	176,200	232,300	268,300	312,600	342,300	371,800	421,600	461,100	522,500	
	25	178,900	233,700	270,300	314,500	343,900	373,800	423,400	462,500	523,700	
	26	180,600	235,200	272,200	316,600	345,900	375,800	424,900	463,800	524,800	
	27	182,400	236,700	274,100	318,700	347,900	377,800	426,500	465,100	526,000	
	28	184,100	238,100	276,000	320,800	349,900	379,800	428,100	466,300	527,200	
	29	185,600	239,400	277,800	322,800	351,700	381,400	429,700	467,300	528,300	
	30	187,400	240,600	279,700	324,900	353,600	383,200	431,000	468,000	529,200	
	31	189,200	241,800	281,600	327,000	355,500	385,000	432,300	468,800	530,100	
	32	191,000	243,300	283,500	329,100	357,400	386,700	433,600	469,500	531,000	
	33	192,600	244,700	285,200	330,700	359,300	388,500	434,800	470,200	531,800	
	34	194,100	246,200	287,100	332,700	361,100	389,900	436,100	471,000	532,700	
	35	195,600	247,700	289,000	334,800	362,900	391,500	437,400	471,700	533,600	
	36	197,100	249,300	290,900	336,900	364,600	393,100	438,600	472,500	534,300	
	37	198,500	250,600	292,600	338,800	366,100	394,600	439,800	473,300	535,200	
	38	199,800	252,200	294,400	340,800	367,400	395,800	440,600	474,000	536,100	
	39	201,100	253,800	296,200	342,800	368,800	397,000	441,400	474,800	537,000	
	40	202,400	255,400	298,000	344,800	370,200	398,200	442,200	475,600	537,900	
	41	203,700	256,800	299,800	346,700	371,700	399,300	442,800	476,400	538,800	
	42	205,000	258,200	301,500	348,600	372,600	400,500	443,500	477,100		
	43	206,400	259,600	303,200	350,500	373,700	401,700	444,200	477,900		
	44	207,700	261,000	304,900	352,400	374,800	402,900	444,900	478,500		
	45	208,900	262,200	306,600	353,900	375,600	403,600	445,700	479,300		
	46	210,200	263,600	308,300	355,400	376,500	404,300	446,500			
	47	211,500	265,000	310,000	356,900	377,400	405,000	447,200			
	48	212,800	266,400	311,700	358,400	378,300	405,700	448,000			
	49	214,000	267,700	312,900	360,100	379,300	406,300	448,600			
	50	215,100	268,900	314,500	360,900	380,100	407,000	449,300			
	51	216,100	270,200	316,100	362,100	380,900	407,700	450,100			
	52	217,200	271,500	317,700	363,100	381,700	408,400	450,900			
53	218,300	272,600	319,400	364,000	382,400	409,100	451,500				

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	54	219,300	273,800	321,000	365,100	383,100	409,800	452,300			
	55	220,200	275,100	322,600	366,100	383,800	410,500	453,100			
	56	221,200	276,400	324,200	367,200	384,500	411,100	453,700			
	57	222,000	277,500	325,700	368,100	385,000	411,700	454,300			
	58	222,900	278,600	326,900	368,800	385,600	412,300	455,100			
	59	223,800	279,700	328,100	369,500	386,300	412,900	455,900			
	60	224,700	280,800	329,300	370,200	387,000	413,500	456,700			
	61	225,400	282,000	330,100	370,700	387,400	414,000	457,300			
	62	226,400	283,000	331,000	371,300	388,100	414,700				
	63	227,300	284,000	331,800	372,000	388,700	415,300				
	64	228,200	285,000	332,600	372,700	389,300	415,900				
	65	228,900	285,800	333,500	373,000	389,800	416,200				
	66	229,900	286,700	333,900	373,700	390,400	416,800				
	67	230,800	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500				
	68	231,900	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000				
	69	232,700	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500				
	70	233,400	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200				
	71	234,100	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900				
	72	234,900	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600				
	73	235,700	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100				
	74	236,400	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800				
	75	237,100	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500				
	76	237,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200				
	77	238,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700				
	78	239,400	294,700	341,500	380,600	397,200	424,400				
	79	240,200	294,900	341,900	381,200	397,900	425,100				
	80	241,000	295,300	342,400	381,700	398,600	425,800				
	81	241,700	295,500	342,800	382,200	399,100	426,300				
	82	242,400	295,700	343,300	382,800	399,800					
	83	243,100	296,100	343,800	383,400	400,500					
	84	243,800	296,400	344,300	383,800	401,200					
	85	244,500	296,700	344,700	384,400	401,700					
	86	245,200	297,000	345,100	385,000	402,400					
	87	246,000	297,300	345,600	385,600	403,100					
	88	246,700	297,700	346,000	386,200	403,800					
	89	247,400	298,000	346,300	386,900	404,300					
	90	247,900	298,400	346,700	387,500						
	91	248,400	298,800	347,200	388,100						
	92	248,900	299,200	347,600	388,700						
	93	249,200	299,300	347,800	389,400						
	94		299,600	348,200	390,000						
	95		300,000	348,700	390,600						
	96		300,400	349,100	391,200						
	97		300,600	349,200	391,900						
	98		300,900	349,700	392,500						
	99		301,300	350,200	393,100						
	100		301,700	350,500	393,700						
	101		301,900	350,800	394,400						
	102		302,200	351,200							
	103		302,600	351,600							
	104		302,900	352,000							
	105		303,100	352,500							
	106		303,400	352,900							
	107		303,800	353,300							
	108		304,100	353,700							
	109		304,300	354,200							



職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110		304,700	354,600							
	111		305,100	355,000							
	112		305,400	355,300							
	113		305,500	355,800							
	114		305,800								
	115		306,100								
	116		306,500								
	117		306,700								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,100								
	123		308,400								
	124		308,700								
125		309,100									
再雇用職員		188,800	216,700	258,700	278,900	294,300	320,200	362,700	396,500	448,600	530,600

附則別表第2(第2項関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	212,600	274,100	322,100	411,000
	2	214,900	277,100	325,000	413,500
	3	217,100	280,000	328,200	415,900
	4	219,300	282,800	331,300	418,400
	5	221,400	285,700	334,600	420,900
	6	223,700	288,300	337,400	423,400
	7	225,900	290,500	340,400	425,900
	8	228,000	292,900	343,900	428,400
	9	230,400	295,700	347,500	430,600
	10	232,800	298,200	350,800	433,100
	11	235,200	300,600	354,100	435,600
	12	237,700	303,300	357,400	438,000
	13	240,000	305,800	360,600	439,800
	14	242,400	307,800	363,100	442,000
	15	244,800	309,900	365,600	444,400
	16	247,300	312,100	368,200	446,700
	17	249,400	314,300	370,900	449,100
	18	252,500	316,500	373,200	451,500
	19	255,700	318,900	375,500	453,900
	20	258,800	321,700	377,800	456,300
	21	261,700	324,300	380,000	458,600
	22	264,800	327,100	382,100	461,000
	23	267,700	329,900	384,200	463,400
	24	270,700	332,700	386,300	465,800
	25	273,500	335,100	388,200	467,800
	26	276,100	337,600	390,100	470,000
	27	278,700	340,000	392,000	472,200
	28	281,400	342,500	393,900	474,400
	29	284,300	344,900	395,900	476,600
	30	286,800	347,100	397,700	478,900
	31	289,000	349,300	399,400	481,100
	32	291,400	351,500	401,200	483,300
	33	294,100	353,800	403,000	485,300
	34	296,300	356,100	404,800	487,400
	35	298,800	358,400	406,500	489,700
	36	301,200	360,700	408,300	492,000
	37	303,800	362,700	409,800	494,200
	38	305,500	364,800	411,500	496,200
	39	307,400	366,900	413,200	498,200
	40	309,700	368,900	414,800	500,200
	41	311,800	370,900	416,100	502,200
	42	313,000	372,800	417,700	504,100
	43	314,200	374,600	419,300	506,000
	44	315,400	376,500	420,900	507,900
45	316,500	378,500	422,300	509,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	317,700	380,300	423,900	511,600
	47	318,900	382,000	425,500	513,400
	48	320,100	383,800	427,100	515,300
	49	321,100	385,700	428,600	517,000
	50	322,200	387,500	429,900	518,800
	51	323,300	389,300	431,200	520,600
	52	324,300	391,100	432,500	522,500
	53	325,500	392,400	433,300	524,300
	54	326,500	393,900	434,300	526,000
	55	327,600	395,400	435,200	527,700
	56	328,700	397,000	436,100	529,300
	57	329,800	398,400	437,000	531,000
	58	330,900	399,800	437,900	532,300
	59	332,000	401,300	438,900	533,600
	60	333,000	402,800	439,800	534,900
	61	334,100	404,100	440,700	536,100
	62	335,200	405,600	441,600	537,100
	63	336,300	407,100	442,700	538,100
	64	337,400	408,600	443,800	539,100
	65	338,300	409,600	444,700	539,800
	66	339,400	410,700	445,700	540,700
	67	340,500	411,800	446,700	541,600
	68	341,600	412,900	447,700	542,500
	69	342,500	413,900	448,700	543,400
	70	343,600	414,800	449,700	544,200
	71	344,700	415,700	450,700	545,100
	72	345,800	416,500	451,700	545,800
	73	346,400	417,300	452,700	546,700
	74	347,400	418,200	453,600	547,600
	75	348,400	419,000	454,500	548,500
	76	349,400	419,900	455,500	549,400
	77	350,500	420,600	456,300	550,300
	78	351,500	421,200	456,800	551,200
	79	352,500	421,800	457,500	552,100
	80	353,500	422,400	458,100	553,000
	81	354,500	422,700	458,900	553,900
	82	355,500	423,300	459,600	
	83	356,500	423,900	460,200	
	84	357,500	424,500	460,900	
	85	358,100	424,800	461,400	
	86	358,700	425,300	462,000	
	87	359,300	425,900	462,700	
	88	359,900	426,500	463,400	
	89	360,600	426,900	463,900	
	90	361,000	427,500	464,600	
	91	361,400	428,100	465,200	
	92	361,900	428,600	465,700	
	93	362,400	428,900	466,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	94	362,800	429,300	466,900	
	95	363,300	429,700	467,600	
	96	363,800	430,100	468,300	
	97	364,400	430,600	468,800	
	98	364,900	431,100	469,400	
	99	365,400	431,500	470,100	
	100	365,900	432,000	470,800	
	101	366,300	432,400	471,300	
	102	366,800	432,800		
	103	367,200	433,300		
	104	367,700	433,600		
	105	368,200	434,200		
	106	368,600			
	107	369,100			
	108	369,600			
	109	370,100			
	110	370,600			
	111	371,100			
	112	371,500			
	113	371,900			
	114	372,300			
	115	372,800			
	116	373,200			
	117	373,600			
	118	374,000			
	119	374,500			
	120	375,000			
	121	375,300			
	122	375,700			
	123	376,200			
	124	376,500			
	125	376,900			
	126	377,400			
	127	377,900			
	128	378,400			
	129	378,900			
再雇用職員		286,700	298,500	320,800	406,500

附則別表第3(第2項関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,800	185,200	220,900	247,500	282,400	331,300	377,500
	2	148,200	186,800	222,600	248,900	284,600	333,400	380,200
	3	149,700	188,400	224,200	250,100	286,800	335,600	382,900
	4	151,100	190,100	225,800	251,500	289,000	337,800	385,600
	5	152,300	191,600	227,200	252,700	291,200	339,900	388,100
	6	154,100	193,200	228,800	254,000	293,400	342,100	390,800
	7	155,800	194,800	230,400	255,200	295,600	344,300	393,500
	8	157,600	196,300	232,000	256,500	297,800	346,500	396,200
	9	159,300	198,000	233,300	257,800	299,900	348,500	398,400
	10	161,000	199,700	234,800	258,800	302,100	350,700	400,700
	11	162,700	201,300	236,200	260,100	304,300	352,900	402,900
	12	164,500	203,000	237,500	261,600	306,500	355,100	405,200
	13	166,100	204,600	239,300	263,000	308,700	356,800	407,300
	14	168,000	206,300	240,700	264,900	310,800	358,800	409,300
	15	170,000	207,900	241,900	266,800	312,900	360,800	411,400
	16	171,900	209,500	243,300	268,600	315,000	362,800	413,600
	17	173,900	211,000	244,500	270,300	317,200	364,800	415,400
	18	175,800	212,600	245,800	272,200	319,300	366,900	417,400
	19	177,600	214,400	247,000	274,100	321,400	368,900	419,500
	20	179,500	216,100	248,300	276,000	323,500	371,000	421,600
	21	181,500	217,400	249,700	277,800	325,500	372,800	423,400
	22	183,000	218,900	250,700	279,700	327,500	374,900	425,000
	23	184,500	220,300	252,100	281,600	329,500	377,000	426,600
	24	186,000	221,900	253,600	283,500	331,500	379,100	428,200
	25	187,600	223,300	255,000	285,400	333,500	380,600	429,700
	26	189,100	224,700	256,700	287,300	335,500	382,400	431,000
	27	190,700	226,000	258,400	289,200	337,500	384,200	432,300
	28	192,100	227,300	260,100	291,100	339,500	386,000	433,600
	29	193,600	228,700	261,800	293,100	341,200	387,800	434,900
	30	194,900	230,200	263,600	295,000	343,000	389,300	436,100
	31	196,200	231,700	265,400	296,900	344,800	391,000	437,300
	32	197,600	233,100	267,200	298,800	346,600	392,700	438,400
	33	199,000	234,500	268,700	300,600	348,400	394,100	439,600
	34	200,400	235,800	270,500	302,400	350,300	395,400	440,800
	35	201,800	236,900	272,300	304,200	352,200	396,700	442,100
	36	203,200	238,300	274,100	306,000	354,100	398,000	443,300
	37	204,300	239,700	275,700	307,600	355,900	399,100	444,600
	38	205,700	241,000	277,400	309,300	357,600	400,300	445,400
	39	207,000	242,300	279,100	311,000	359,300	401,400	446,100
	40	208,300	243,900	280,800	312,700	361,000	402,600	446,900
41	209,500	245,300	282,500	314,500	362,200	403,400	447,500	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	210,700	246,800	284,200	316,200	363,400	404,200	448,200
	43	211,900	248,300	285,900	317,900	364,600	405,000	449,000
	44	213,100	249,800	287,600	319,600	365,800	405,800	449,800
	45	214,400	251,200	289,300	320,800	367,000	406,200	450,400
	46	215,500	252,800	291,000	322,300	367,800	406,900	451,200
	47	216,500	254,400	292,700	323,800	369,000	407,600	452,000
	48	217,600	256,000	294,400	325,400	370,100	408,300	452,600
	49	218,600	257,600	295,800	326,900	371,200	409,000	453,200
	50	219,600	259,000	297,400	328,200	372,200	409,700	454,000
	51	220,500	260,400	299,000	329,500	373,200	410,400	454,800
	52	221,600	261,800	300,600	330,800	374,200	411,000	455,600
	53	222,300	263,000	302,000	331,900	375,000	411,600	456,200
	54	223,200	264,400	303,500	332,900	375,900	412,200	457,000
	55	224,000	265,800	305,000	334,000	376,800	412,800	457,800
	56	225,000	267,200	306,500	335,100	377,700	413,400	458,600
	57	225,700	268,300	307,800	335,600	378,300	413,900	459,200
	58	226,600	269,600	309,100	336,500	379,100	414,600	460,000
	59	227,400	270,900	310,400	337,300	379,900	415,200	460,800
	60	228,200	272,200	311,800	338,200	380,700	415,900	461,600
	61	229,100	273,300	313,100	339,000	381,100	416,200	462,200
	62	230,100	274,500	314,400	339,300	381,800	416,700	
	63	231,000	275,800	315,700	340,000	382,500	417,400	
	64	232,100	277,100	317,000	340,700	383,200	418,100	
	65	232,800	278,200	318,400	341,300	383,700	418,400	
	66	233,600	279,300	319,200	342,000	384,300	419,000	
	67	234,400	280,400	320,000	342,700	385,000	419,700	
	68	235,300	281,500	320,800	343,400	385,600	420,400	
	69	236,000	282,600	321,400	344,100	386,100	420,900	
	70	236,700	283,700	322,100	344,700	386,600		
	71	237,400	284,800	322,800	345,300	387,100		
	72	238,200	285,900	323,400	345,900	387,600		
	73	238,900	286,800	324,200	346,200	388,200		
	74	239,700	287,500	324,400	346,800	388,700		
	75	240,500	288,200	325,000	347,300	389,300		
	76	241,300	289,000	325,600	347,900	389,900		
	77	241,900	289,800	326,200	348,400	390,400		
	78	242,500	290,400	326,700	348,900	390,900		
	79	243,100	291,000	327,200	349,400	391,500		
	80	243,700	291,600	327,700	349,900	392,100		
	81	244,100	292,300	328,300	350,200	392,600		
	82	244,500	292,800	328,800	350,500	393,200		
	83	244,900	293,300	329,300	350,900	393,800		
	84	245,300	293,700	329,800	351,200	394,400		
	85	245,800	293,900	330,300	351,700	395,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	86		294,100	330,700	352,000	395,700		
	87		294,300	330,900	352,300	396,300		
	88		294,500	331,300	352,600	396,900		
	89		294,900	331,700	353,000	397,600		
	90		295,100	332,100	353,300	398,200		
	91		295,300	332,500	353,700	398,800		
	92		295,500	332,900	354,000	399,300		
	93		295,900	333,300	354,400	400,000		
	94		296,100	333,500	354,700	400,600		
	95		296,300	333,900	355,100	401,200		
	96		296,600	334,200	355,400	401,700		
	97		297,000	334,400	355,700	402,400		
	98		297,300	334,700	356,100			
	99		297,600	335,000	356,500			
	100		297,900	335,300	356,900			
	101		298,200	335,500	357,400			
	102		298,400	335,800	357,800			
	103		298,700	336,200	358,200			
	104		299,000	336,400	358,600			
	105		299,300	336,500	359,100			
	106			336,800				
	107			337,200				
	108			337,400				
	109			337,600				
	110			338,000				
	111			338,400				
	112			338,800				
	113			339,000				
再雇用職員		189,900	216,800	246,800	260,400	286,600	328,100	371,100

附則別表第4(第2項関係)

看護職給料表

職員 の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,400	188,200	237,200	260,500	288,300	334,600
	2	161,800	190,400	239,100	261,500	290,300	336,800
	3	163,300	192,500	240,900	262,500	292,300	339,000
	4	164,700	194,500	242,700	263,600	294,300	341,200
	5	166,300	196,600	244,100	264,500	296,100	343,400
	6	167,800	199,000	245,400	265,500	298,000	345,600
	7	169,300	201,300	246,700	266,300	299,900	347,800
	8	170,800	203,600	248,000	267,400	301,800	350,000
	9	172,100	206,100	249,100	268,500	303,800	351,700
	10	173,900	207,500	250,200	269,300	305,700	353,700
	11	175,500	208,900	251,100	270,800	307,600	355,700
	12	177,100	210,300	252,100	272,400	309,500	357,700
	13	178,600	211,700	253,400	273,900	311,200	359,900
	14	180,600	213,200	254,600	275,500	313,000	362,000
	15	182,700	214,800	255,400	277,100	314,800	364,100
	16	184,700	216,000	256,400	278,700	316,600	366,200
	17	186,900	217,400	257,300	280,300	318,500	368,200
	18	189,000	218,900	258,200	281,800	320,200	370,300
	19	191,200	220,400	259,200	283,300	321,900	372,400
	20	193,300	222,000	260,200	284,800	323,600	374,500
	21	195,400	223,400	261,100	286,400	325,200	376,300
	22	197,700	225,100	262,200	288,000	326,800	378,400
	23	199,900	226,800	263,400	289,600	328,400	380,500
	24	202,100	228,500	264,800	291,100	330,000	382,600
	25	204,100	230,000	266,200	292,500	331,700	384,600
	26	205,500	231,700	267,800	294,300	333,200	386,300
	27	206,800	233,400	269,300	296,100	334,700	388,200
	28	208,100	235,100	270,900	297,900	336,300	390,100
	29	209,300	236,700	272,500	299,500	337,700	392,000
	30	210,500	238,200	274,100	301,200	339,200	393,800
	31	211,800	239,500	275,700	302,900	340,700	395,700
	32	213,000	240,700	277,300	304,600	342,200	397,600
	33	214,400	242,000	278,900	306,100	343,900	399,300
	34	215,700	243,100	280,400	307,700	345,500	401,000
	35	217,000	244,000	281,900	309,300	347,100	402,800
	36	218,300	245,100	283,300	310,900	348,700	404,600
	37	219,700	246,300	284,900	312,400	350,400	406,200
	38	221,100	247,400	286,300	314,000	352,000	408,000
	39	222,600	248,300	287,800	315,600	353,600	409,800
	40	224,000	249,400	289,300	317,200	355,200	411,600
41	225,000	250,200	290,900	318,800	356,400	413,100	



職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	226,400	251,100	292,500	320,300	357,900	414,800
	43	227,800	252,000	294,100	321,700	359,400	416,500
	44	229,200	253,000	295,700	323,200	360,900	418,100
	45	230,500	254,000	297,100	324,400	362,500	419,500
	46	231,900	255,000	298,600	325,800	363,600	421,100
	47	233,200	256,200	300,100	327,200	365,100	422,600
	48	234,500	257,600	301,600	328,700	366,400	424,100
	49	235,600	258,800	302,900	330,000	367,800	425,700
	50	236,700	260,300	304,300	331,400	369,200	427,200
	51	237,800	261,700	305,700	332,700	370,600	428,700
	52	238,900	263,100	307,100	334,100	372,000	430,200
	53	240,000	264,600	308,600	335,500	373,500	431,600
	54	241,100	266,200	310,000	336,900	374,700	433,100
	55	242,100	267,800	311,400	338,300	375,900	434,500
	56	243,100	269,300	312,800	339,700	377,100	435,900
	57	244,100	270,900	313,900	340,600	378,200	437,000
	58	245,100	272,500	315,200	341,900	379,200	437,900
	59	246,000	274,100	316,500	343,100	380,200	438,800
	60	247,000	275,700	317,900	344,400	381,200	439,500
	61	248,000	277,200	319,100	345,600	381,800	440,400
	62	249,000	278,700	320,400	346,500	382,600	441,300
	63	249,900	280,200	321,700	347,800	383,400	442,200
	64	251,200	281,700	323,000	349,100	384,200	443,100
	65	252,200	283,300	324,300	350,200	385,000	444,000
	66	253,500	284,800	325,600	351,400	385,700	444,800
	67	254,900	286,300	326,900	352,600	386,500	445,600
	68	256,300	287,800	328,200	353,700	387,200	446,400
	69	257,400	289,100	329,000	354,700	387,900	447,200
	70	258,700	290,600	330,100	355,800	388,500	
	71	260,000	292,100	331,200	356,900	389,200	
	72	261,300	293,600	332,100	358,000	389,800	
	73	262,700	294,800	333,400	358,900	390,500	
	74	264,000	296,200	334,100	360,000	391,000	
	75	265,300	297,600	335,300	361,100	391,600	
	76	266,600	299,000	336,500	362,200	392,100	
	77	267,600	300,500	337,600	362,900	392,500	
	78	268,800	301,800	338,800	363,700	393,100	
	79	270,100	303,100	340,000	364,500	393,700	
	80	271,400	304,400	341,200	365,300	394,100	
	81	272,500	305,200	342,300	365,900	394,600	
	82	273,600	306,400	343,400	366,400	395,200	
	83	274,700	307,600	344,500	367,000	395,800	
	84	275,800	308,900	345,600	367,500	396,400	
	85	276,700	310,000	346,500	368,100	396,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	86	277,700	311,200	347,500	368,600	397,500	
	87	278,800	312,400	348,400	369,200	398,100	
	88	279,900	313,600	349,400	369,700	398,700	
	89	280,900	314,900	350,500	370,100	399,100	
	90	281,900	316,100	351,300	370,600	399,600	
	91	282,900	317,300	352,100	371,200	400,200	
	92	283,900	318,500	352,900	371,700	400,800	
	93	284,900	319,400	353,600	372,000	401,300	
	94	285,900	320,100	354,200	372,500	401,800	
	95	286,900	320,800	354,900	373,000	402,400	
	96	287,900	321,400	355,500	373,300	403,000	
	97	288,800	322,100	355,900	373,900	403,500	
	98	289,600	322,400	356,300	374,400	404,000	
	99	290,400	323,100	356,800	374,900	404,600	
	100	291,300	323,800	357,200	375,400	405,200	
	101	292,100	324,200	357,700	376,000	405,700	
	102	292,900	324,800	358,100	376,500		
	103	293,700	325,400	358,600	377,000		
	104	294,500	326,000	359,000	377,400		
	105	295,200	326,400	359,300	378,000		
	106	295,700	326,900	359,800	378,500		
	107	296,200	327,400	360,300	379,000		
	108	296,700	327,900	360,600	379,500		
	109	296,900	328,300	361,100	380,100		
	110	297,300	328,700	361,600	380,600		
	111	297,500	329,000	362,100	381,100		
	112	297,900	329,400	362,600	381,600		
	113	298,200	329,800	363,100	382,200		
	114	298,400	330,200	363,600			
	115	298,800	330,600	364,100			
	116	299,100	330,900	364,500			
	117	299,400	331,100	364,900			
	118	299,700	331,400	365,400			
	119	300,000	331,800	365,900			
	120	300,400	332,000	366,400			
	121	300,700	332,200	366,800			
	122	301,100	332,500	367,300			
	123	301,500	332,800	367,800			
	124	301,900	333,100	368,300			
	125	302,100	333,300	368,700			
	126	302,300	333,600				
	127	302,700	334,000				
	128	303,100	334,200				
	129	303,300	334,300				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	130	303,600	334,700				
	131	304,000	335,100				
	132	304,400	335,300				
	133	304,600	335,600				
	134	304,900	336,000				
	135	305,300	336,400				
	136	305,600	336,800				
	137	305,800	337,100				
	138	306,100	337,500				
	139	306,500	337,900				
	140	306,800	338,300				
	141	307,000	338,600				
	142	307,400	339,000				
	143	307,800	339,400				
	144	308,100	339,800				
	145	308,200	340,100				
	146	308,500	340,500				
	147	308,800	340,900				
	148	309,200	341,300				
	149	309,400	341,600				
	150	309,600	342,000				
	151	309,900	342,400				
	152	310,200	342,800				
	153	310,600	343,100				
	154	310,800					
	155	311,000					
	156	311,300					
	157	311,700					
	158	312,000					
	159	312,300					
	160	312,600					
	161	313,000					
	162	313,300					
	163	313,600					
	164	313,900					
	165	314,300					
	166	314,600					
	167	314,900					
	168	315,200					
	169	315,600					
再雇用職員		236,800	258,900	266,200	276,600	293,700	331,500

附則別表第5(第2項関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	128,000	179,800	201,800	250,600	282,100
	2	128,900	181,400	203,200	252,000	284,000
	3	129,900	182,900	204,600	253,300	285,800
	4	130,800	184,400	206,000	254,600	287,700
	5	131,800	185,800	207,300	255,700	289,600
	6	132,800	187,300	208,700	257,000	291,500
	7	133,900	188,700	210,100	258,300	293,300
	8	134,900	190,200	211,500	259,600	295,200
	9	135,700	191,600	212,900	260,700	296,900
	10	136,700	192,800	214,600	262,000	298,700
	11	137,700	194,100	216,200	263,300	300,500
	12	138,800	195,200	217,600	264,600	302,300
	13	139,600	196,400	218,900	265,700	303,900
	14	140,600	197,600	220,400	266,900	305,600
	15	141,700	198,700	222,000	268,100	307,300
	16	142,700	199,800	223,300	269,200	308,900
	17	143,800	200,900	224,400	270,300	310,500
	18	145,000	202,000	225,200	271,500	312,200
	19	146,200	203,000	226,100	272,600	313,900
	20	147,400	204,000	227,100	273,700	315,600
	21	148,500	205,000	228,000	274,700	316,900
	22	149,800	206,200	229,500	275,800	318,300
	23	151,000	207,300	230,900	276,900	319,700
	24	152,200	208,300	232,000	278,000	321,200
	25	153,400	209,200	233,500	279,100	322,700
	26	154,900	210,100	235,000	280,200	324,200
	27	156,400	210,800	236,500	281,300	325,700
	28	158,000	211,700	238,000	282,400	327,100
	29	159,400	212,600	239,400	283,500	328,700
	30	160,900	213,900	240,800	284,600	330,000
	31	162,400	214,900	242,200	285,600	331,300
	32	163,900	215,900	243,500	286,600	332,500
	33	165,500	216,600	244,700	287,500	333,600
	34	167,300	218,000	246,100	288,600	334,600
	35	169,100	219,300	247,400	289,700	335,700
	36	170,900	220,700	248,800	290,800	336,900
	37	172,700	221,800	250,100	291,500	338,100
	38	174,500	223,100	251,500	292,400	339,300
	39	176,200	224,400	252,900	293,300	340,500
	40	177,900	225,600	254,300	294,300	341,700
	41	179,500	226,700	255,500	295,200	342,800
	42	180,900	227,900	256,800	296,200	344,000
	43	182,400	229,100	258,100	297,200	345,200
44	183,800	230,300	259,400	298,100	346,400	

45	185,300	231,500	260,400	298,900	347,300
46	186,700	232,700	261,500	299,800	348,400
47	188,100	233,900	262,700	300,700	349,500
48	189,600	235,000	263,900	301,600	350,600
49	190,900	236,200	265,200	302,300	351,700
50	192,100	237,400	266,400	303,000	352,700
51	193,200	238,600	267,600	303,800	353,700
52	194,400	239,800	268,600	304,600	354,700
53	195,500	240,900	269,700	305,200	355,600
54	196,600	241,900	270,900	306,000	356,500
55	197,800	242,900	272,100	306,700	357,400
56	198,900	243,900	273,300	307,400	358,300
57	200,000	244,900	274,300	308,100	359,100
58	201,000	245,900	275,400	308,900	360,000
59	202,000	246,900	276,500	309,700	360,900
60	203,000	247,900	277,500	310,400	361,800
61	204,100	248,900	278,600	311,000	362,600
62	205,000	249,800	279,700	311,700	363,500
63	206,000	250,700	280,800	312,400	364,400
64	206,900	251,600	281,900	313,100	365,300
65	207,600	252,600	282,800	313,600	365,900
66	208,400	253,400	283,600	314,200	366,500
67	209,100	254,200	284,400	314,800	367,100
68	209,900	254,900	285,300	315,400	367,700
69	210,300	255,700	286,200	316,000	368,100
70	210,900	256,300	287,000	316,400	368,700
71	211,200	256,900	287,800	316,900	369,300
72	211,800	257,400	288,500	317,400	369,900
73	212,300	257,700	289,300	317,700	370,300
74	212,900	258,100	290,100	318,200	370,900
75	213,600	258,600	290,900	318,700	371,500
76	214,400	259,100	291,700	319,200	372,100
77	214,600	259,700	292,300	319,400	372,500
78	215,300	260,100	292,900	319,800	373,100
79	215,900	260,600	293,400	320,200	373,700
80	216,500	261,100	293,800	320,600	374,300
81	217,200	261,400	294,200	321,000	374,700
82	217,800	261,700	294,700	321,400	375,300
83	218,400	262,000	295,200	321,800	375,900
84	219,100	262,300	295,700	322,200	376,500
85	219,800	262,500	296,100	322,500	376,900
86	220,400	262,900	296,700	322,900	377,500
87	221,000	263,200	297,300	323,300	378,100
88	221,800	263,500	297,900	323,600	378,700
89	222,300	263,700	298,200	323,900	379,100
90	222,900	263,900	298,700	324,300	379,700
91	223,500	264,300	299,200	324,600	380,300
92	224,100	264,500	299,700	325,000	380,900
93	224,500	264,800	300,100	325,200	381,300
94	225,000	265,200	300,600	325,500	381,900
95	225,500	265,600	301,100	325,800	382,500
96	226,000	266,000	301,600	326,200	383,100
97	226,600	266,200	301,900	326,500	383,500
98	227,100	266,500	302,300	326,800	384,100

	99	227,600	266,700	302,800	327,100	384,700
	100	228,100	267,000	303,300	327,400	385,300
	101	228,700	267,300	303,700	327,700	
	102	229,200	267,500	304,100	328,100	
	103	229,900	267,800	304,500	328,500	
	104	230,500	268,100	304,900	328,900	
	105	230,900	268,300	305,200	329,200	
	106	231,400	268,500	305,600	329,600	
	107	231,900	268,800	306,000	330,000	
	108	232,300	269,000	306,400	330,400	
	109	232,500	269,300	306,700	330,700	
	110	232,900	269,600	307,100	331,100	
	111	233,400	269,900	307,500	331,500	
	112	233,900	270,100	307,900	331,900	
	113	234,300	270,300	308,100	332,200	
	114	234,800	270,600	308,500	332,600	
	115	235,300	270,800	308,900	333,000	
	116	235,800	271,000	309,200	333,400	
	117	236,100	271,300	309,500	333,700	
	118	236,500	271,600	309,900	334,100	
	119	236,900	271,900	310,200	334,500	
	120	237,300	272,200	310,500	334,900	
	121	237,800	272,300	310,700	335,200	
	122		272,600	311,100	335,600	
	123		272,900	311,400	336,000	
	124		273,200	311,700	336,400	
	125		273,300	311,900	336,700	
	126		273,600	312,300	337,100	
	127		273,900	312,600	337,500	
	128		274,200	312,900	337,900	
	129		274,300	313,100	338,200	
	130		274,600	313,500	338,600	
	131		274,900	313,900	339,000	
	132		275,200	314,300	339,400	
	133		275,300	314,500	339,700	
	134		275,600		340,100	
	135		275,900		340,500	
	136		276,200		340,900	
	137		276,300		341,200	
	138				341,600	
	139				342,000	
	140				342,400	
	141				342,700	
再雇用職員		194,800	206,100	226,100	247,300	279,000

附則別表第6(第2項關係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	721,000
2	777,000
3	835,000
4	913,000
5	985,000
6	1,056,000
7	1,130,000
8	1,199,000

別表第1(第6条関係)

## 事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,400	194,100	230,800	264,400	290,700	321,700	366,300	412,400	463,400	527,400
	2	144,500	195,900	232,400	266,300	292,900	323,900	369,000	414,800	466,500	530,400
	3	145,700	197,800	233,900	268,100	295,300	326,300	371,500	417,400	469,500	533,500
	4	146,800	199,600	235,500	270,300	297,400	328,500	374,100	419,800	472,600	536,700
	5	147,900	201,200	237,000	272,100	299,400	330,700	376,200	421,700	475,600	539,800
	6	149,100	203,000	238,800	274,000	301,700	332,700	378,700	424,100	478,600	542,100
	7	150,200	204,800	240,300	275,900	304,100	335,000	381,000	426,200	481,700	544,700
	8	151,300	206,700	241,900	278,100	306,300	337,200	383,600	428,400	484,800	547,100
	9	152,400	208,400	243,300	280,200	308,400	339,300	386,100	430,400	487,600	549,500
	10	153,800	210,200	244,800	282,200	310,800	341,500	388,800	432,600	490,700	551,300
	11	155,100	212,000	246,500	284,300	313,000	343,700	391,500	434,700	493,700	553,200
	12	156,400	213,900	247,900	286,400	315,300	345,900	394,200	436,800	496,900	555,100
	13	157,800	215,300	249,400	288,400	317,400	347,800	396,600	438,500	499,600	556,800
	14	159,300	217,100	250,900	290,500	319,600	349,800	399,000	440,400	501,900	558,200
	15	160,800	218,800	252,200	292,500	321,800	352,000	401,200	442,400	504,300	559,500
	16	162,400	220,600	253,600	294,600	323,900	354,000	403,600	444,400	506,600	560,700
	17	163,700	222,400	255,200	296,600	326,000	355,800	405,400	446,300	508,700	562,000
	18	165,300	224,100	256,900	298,600	328,100	357,800	407,500	448,200	510,100	563,000
	19	166,800	225,700	258,600	300,700	330,200	359,700	409,400	450,000	511,700	563,900
	20	168,300	227,300	260,400	302,800	332,200	361,600	411,200	451,700	513,100	564,800
	21	169,700	228,800	262,100	304,800	334,100	363,600	413,100	453,500	514,300	565,700
	22	172,400	230,600	263,900	306,900	336,300	365,500	415,000	455,000	515,700	
	23	175,100	232,200	265,600	308,900	338,300	367,600	416,800	456,500	517,200	
	24	177,700	233,800	267,300	311,100	340,400	369,500	418,700	458,000	518,700	
	25	180,400	235,100	269,300	312,900	341,900	371,500	420,500	459,400	519,900	
	26	182,200	236,600	271,300	315,000	343,900	373,400	422,000	460,700	521,000	
	27	183,900	238,100	273,100	317,100	345,800	375,500	423,600	462,000	522,200	
	28	185,600	239,400	274,900	319,200	347,700	377,500	425,200	463,300	523,400	
	29	187,100	240,700	276,600	321,100	349,400	379,000	426,800	464,300	524,400	
	30	188,900	241,900	278,600	323,100	351,400	380,800	428,100	465,000	525,300	
	31	190,800	242,900	280,500	325,200	353,300	382,700	429,400	465,800	526,200	
	32	192,500	244,100	282,200	327,400	355,100	384,300	430,600	466,500	527,100	
	33	194,100	245,400	283,900	328,800	357,000	386,100	431,900	467,200	528,000	
	34	195,600	246,700	285,800	330,800	358,900	387,500	433,200	468,000	528,900	
	35	197,100	247,900	287,700	332,700	360,700	389,000	434,500	468,700	529,600	
	36	198,700	249,200	289,600	334,900	362,400	390,600	435,700	469,300	530,100	
	37	200,000	250,100	291,200	336,800	363,800	392,100	436,900	469,800	530,800	
	38	201,300	251,500	292,900	338,700	365,100	393,300	437,700	470,400	531,400	
	39	202,600	252,900	294,800	340,700	366,600	394,500	438,500	471,000	532,200	
	40	203,900	254,500	296,600	342,700	368,000	395,600	439,400	471,700	532,800	
	41	205,200	255,900	298,300	344,600	369,300	396,700	440,000	472,200	533,300	
	42	206,600	257,300	300,000	346,500	370,200	397,900	440,700	472,700		
	43	207,900	258,700	301,600	348,300	371,300	399,200	441,400	473,100		
	44	209,200	260,000	303,300	350,200	372,400	400,300	442,100	473,400		
	45	210,400	261,200	305,000	351,800	373,200	401,000	442,900	473,700		
	46	211,700	262,600	306,700	353,200	374,100	401,700	443,700			
	47	213,000	264,000	308,300	354,700	375,100	402,400	444,100			
	48	214,400	265,300	310,000	356,200	376,000	403,100	444,800			
	49	215,500	266,600	311,200	357,800	376,900	403,700	445,300			
	50	216,600	267,700	312,700	358,700	377,700	404,300	445,700			
	51	217,600	269,000	314,200	359,900	378,500	404,800	446,100			
	52	218,700	270,400	315,800	360,900	379,300	405,200	446,500			
53	219,800	271,400	317,400	361,800	380,000	405,600	446,900				



職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	54	220,800	272,500	319,100	362,900	380,700	405,900	447,400			
	55	221,800	273,800	320,700	363,800	381,400	406,200	447,800			
	56	222,800	275,100	322,200	364,900	382,100	406,500	448,100			
	57	223,400	276,200	323,700	365,800	382,700	406,900	448,400			
	58	224,300	277,200	324,900	366,600	383,300	407,200	448,800			
	59	225,100	278,300	326,100	367,300	383,900	407,500	449,100			
	60	226,000	279,400	327,400	368,000	384,600	407,800	449,400			
	61	226,700	280,600	328,100	368,400	385,000	408,100	449,700			
	62	227,700	281,600	329,000	369,000	385,700	408,400				
	63	228,500	282,500	329,800	369,700	386,300	408,700				
	64	229,400	283,500	330,600	370,400	386,900	409,000				
	65	230,200	284,200	331,500	370,700	387,300	409,300				
	66	231,000	285,100	331,900	371,400	387,900	409,600				
	67	231,900	285,800	332,600	372,100	388,500	409,900				
	68	233,000	286,800	333,400	372,800	389,100	410,200				
	69	233,700	287,800	334,200	373,100	389,500	410,400				
	70	234,400	288,600	335,000	373,700	390,000	410,700				
	71	235,000	289,400	335,700	374,400	390,500	411,000				
	72	235,800	290,200	336,400	375,100	391,200	411,300				
	73	236,600	291,000	336,900	375,400	391,500	411,500				
	74	237,300	291,500	337,500	376,000	391,900	411,800				
	75	238,100	291,900	338,000	376,700	392,300	412,100				
	76	238,700	292,400	338,600	377,300	392,700	412,300				
	77	239,400	292,500	338,900	377,700	393,000	412,500				
	78	240,200	292,900	339,400	378,200	393,300	412,800				
	79	241,000	293,100	339,800	378,800	393,600	413,100				
	80	241,700	293,500	340,300	379,300	393,900	413,300				
	81	242,400	293,700	340,700	379,800	394,100	413,500				
	82	243,100	293,900	341,200	380,400	394,400	413,800				
	83	243,800	294,400	341,700	380,900	394,700	414,100				
	84	244,500	294,700	342,200	381,200	394,900	414,300				
	85	245,100	295,000	342,600	381,600	395,100	414,500				
	86	245,900	295,300	343,000	382,100	395,400					
	87	246,600	295,600	343,500	382,500	395,700					
	88	247,300	296,000	343,900	383,000	395,900					
	89	248,000	296,300	344,200	383,400	396,100					
	90	248,500	296,700	344,600	383,900	396,400					
	91	248,900	297,000	345,100	384,300	396,700					
	92	249,400	297,400	345,500	384,700	396,900					
	93	249,700	297,500	345,700	385,000	397,100					
	94		297,700	346,100	385,500						
	95		298,100	346,600	385,900						
	96		298,500	347,000	386,300						
	97		298,700	347,100	386,600						
	98		299,000	347,600	387,100						
	99		299,400	348,000	387,500						
	100		299,800	348,300	387,900						
	101		300,000	348,600	388,200						
	102		300,300	349,000							
	103		300,700	349,400							
	104		301,000	349,800							
	105		301,200	350,300							
	106		301,500	350,800							
	107		301,900	351,200							
	108		302,300	351,600							
	109		302,500	352,100							

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110		302,900	352,500							
	111		303,300	352,800							
	112		303,600	353,100							
	113		303,700	353,600							
	114		304,000								
	115		304,300								
	116		304,700								
	117		304,900								
	118		305,100								
	119		305,400								
	120		305,700								
	121		306,100								
	122		306,300								
	123		306,600								
	124		306,900								
125		307,200									
再雇用職員		189,200	217,100	257,600	277,200	292,500	318,300	360,500	394,000	445,700	527,100

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	214,400	276,000	324,000	409,200
	2	216,700	279,100	327,000	411,500
	3	218,900	281,900	330,100	413,900
	4	221,100	284,700	333,100	416,500
	5	223,300	287,700	336,400	418,900
	6	225,500	290,200	339,200	421,400
	7	227,700	292,400	341,800	423,900
	8	229,900	294,900	344,600	426,400
	9	232,200	297,600	347,600	428,200
	10	234,600	300,100	350,700	430,700
	11	237,000	302,600	353,800	433,200
	12	239,500	305,200	357,100	435,500
	13	241,800	307,600	360,100	437,100
	14	244,200	309,600	362,200	439,400
	15	246,700	311,800	364,500	441,600
	16	249,100	313,700	367,200	443,900
	17	251,200	315,900	369,700	446,200
	18	254,400	318,100	371,900	448,700
	19	257,500	320,200	374,200	451,000
	20	260,600	322,200	376,400	453,400
	21	263,600	324,300	378,500	455,600
	22	266,600	326,900	380,600	457,900
	23	269,500	329,500	382,800	460,300
	24	272,500	332,300	384,800	462,600
	25	275,300	334,500	386,500	464,700
	26	278,000	336,700	388,300	466,900
	27	280,500	338,900	390,200	469,000
	28	283,200	341,400	392,200	471,300
	29	286,200	343,900	394,100	473,400
	30	288,600	346,100	395,800	475,700
	31	290,800	348,200	397,500	477,900
	32	293,200	350,100	399,300	480,100
	33	295,800	352,400	401,100	482,000
	34	298,000	354,700	402,900	484,100
	35	300,500	357,000	404,500	486,400
	36	302,900	359,300	406,300	488,700
	37	305,400	361,200	407,600	490,800
	38	307,100	363,200	409,200	492,800
	39	308,800	365,300	410,800	494,700
	40	310,600	367,300	412,300	496,700
	41	312,500	369,200	413,500	498,700
	42	313,300	371,100	415,200	500,600
	43	314,200	372,900	416,700	502,300
	44	315,100	374,800	418,300	504,300
45	316,000	376,800	419,700	506,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	317,100	378,600	421,300	508,000
	47	318,000	380,200	422,700	509,800
	48	319,200	382,000	424,400	511,800
	49	320,200	383,800	425,800	513,500
	50	321,300	385,400	427,100	515,200
	51	322,200	387,200	428,400	517,000
	52	323,100	388,900	429,700	518,900
	53	324,300	390,100	430,400	520,600
	54	325,300	391,700	431,500	522,200
	55	326,500	393,100	432,400	523,900
	56	327,500	394,700	433,300	525,500
	57	328,500	396,100	434,200	527,100
	58	329,600	397,500	435,100	528,500
	59	330,700	398,900	436,000	529,800
	60	331,700	400,400	436,900	531,000
	61	332,700	401,700	437,800	532,200
	62	333,700	403,100	438,700	533,200
	63	334,900	404,600	439,800	534,200
	64	336,000	406,100	440,900	535,200
	65	336,900	407,200	441,800	535,900
	66	338,000	408,300	442,800	536,800
	67	338,800	409,300	443,800	537,700
	68	339,900	410,400	444,700	538,600
	69	340,700	411,400	445,700	539,500
	70	341,800	412,300	446,700	540,300
	71	342,900	413,100	447,700	541,000
	72	344,000	413,900	448,700	541,500
	73	344,500	414,700	449,700	542,200
	74	345,500	415,700	450,600	542,700
	75	346,500	416,500	451,500	543,500
	76	347,500	417,300	452,500	544,200
	77	348,500	418,000	453,300	544,700
	78	349,500	418,500	453,800	545,300
	79	350,500	418,900	454,500	545,900
	80	351,400	419,300	455,200	546,500
	81	352,400	419,600	456,000	547,100
	82	353,400	420,000	456,700	
	83	354,400	420,300	457,000	
	84	355,400	420,700	457,600	
	85	356,000	421,000	458,000	
	86	356,600	421,400	458,400	
	87	357,200	421,800	458,800	
	88	357,800	422,200	459,100	
	89	358,400	422,500	459,400	
	90	358,900	423,000	459,800	
	91	359,300	423,400	460,200	
	92	359,800	423,700	460,500	
	93	360,300	424,000	460,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	94	360,700	424,400	461,200	
	95	361,200	424,700	461,500	
	96	361,700	425,000	461,800	
	97	362,300	425,300	462,100	
	98	362,800	425,700	462,500	
	99	363,200	426,000	462,800	
	100	363,700	426,300	463,100	
	101	364,100	426,600	463,500	
	102	364,600	427,000		
	103	364,900	427,300		
	104	365,400	427,600		
	105	365,900	427,900		
	106	366,300			
	107	366,900			
	108	367,400			
	109	367,800			
	110	368,300			
	111	368,800			
	112	369,200			
	113	369,600			
	114	370,000			
	115	370,500			
	116	370,900			
	117	371,300			
	118	371,700			
	119	372,200			
	120	372,600			
	121	372,900			
	122	373,300			
	123	373,800			
	124	374,100			
	125	374,500			
	126	375,100			
	127	375,600			
	128	376,000			
	129	376,400			
再雇用職員		285,500	296,700	318,900	403,900

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,300	186,700	222,600	249,000	281,600	329,600	375,000
	2	149,800	188,300	224,200	250,400	283,600	331,600	377,700
	3	151,200	190,000	225,800	251,600	285,800	333,800	380,300
	4	152,600	191,600	227,400	253,000	288,000	336,100	383,100
	5	153,800	193,100	228,800	254,300	290,200	338,100	385,500
	6	155,600	194,700	230,500	255,500	292,300	340,300	388,200
	7	157,400	196,300	232,000	256,700	294,500	342,500	390,900
	8	159,100	197,900	233,600	257,800	296,600	344,700	393,600
	9	160,800	199,500	234,900	259,100	298,600	346,600	395,700
	10	162,500	201,200	236,400	260,100	300,800	348,700	398,000
	11	164,200	202,800	237,900	261,100	303,000	351,000	400,300
	12	166,100	204,500	239,100	262,200	305,200	353,100	402,500
	13	167,600	206,200	240,800	263,500	307,400	354,700	404,600
	14	169,500	207,800	242,200	265,000	309,300	356,700	406,600
	15	171,500	209,400	243,400	266,600	311,500	358,700	408,700
	16	173,500	211,000	244,800	268,100	313,500	360,700	410,800
	17	175,400	212,500	246,000	269,600	315,600	362,600	412,600
	18	177,300	214,200	247,200	271,500	317,600	364,600	414,600
	19	179,100	215,900	248,400	273,300	319,800	366,700	416,600
	20	181,000	217,600	249,600	275,100	321,900	368,700	418,700
	21	183,000	218,900	251,000	276,900	323,800	370,500	420,500
	22	184,500	220,400	252,000	278,800	325,800	372,500	422,100
	23	186,000	221,900	253,000	280,600	327,800	374,700	423,800
	24	187,500	223,400	254,200	282,300	329,800	376,800	425,300
	25	189,100	224,800	255,400	284,100	331,700	378,200	426,800
	26	190,700	226,200	256,800	286,100	333,600	380,000	428,100
	27	192,200	227,500	258,200	288,000	335,700	381,800	429,400
	28	193,600	228,800	259,700	289,800	337,700	383,600	430,700
	29	195,100	230,300	261,100	291,800	339,200	385,400	432,100
	30	196,400	231,700	262,900	293,600	341,000	386,900	433,300
	31	197,800	233,200	264,600	295,500	342,800	388,500	434,500
	32	199,100	234,600	266,200	297,400	344,600	390,200	435,600
	33	200,500	235,900	267,700	299,100	346,300	391,600	436,800
	34	201,900	237,200	269,500	300,800	348,100	392,900	438,000
	35	203,300	238,300	271,300	302,700	350,000	394,200	439,300
	36	204,700	239,600	273,000	304,500	351,900	395,400	440,500
	37	205,900	241,000	274,500	306,000	353,700	396,500	441,800
	38	207,200	242,300	276,200	307,700	355,400	397,700	442,600
	39	208,500	243,400	278,000	309,300	357,000	398,900	443,000
	40	209,800	244,700	279,600	311,000	358,800	400,000	443,700
41	211,000	246,100	281,300	312,800	360,000	400,800	444,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	212,200	247,300	282,900	314,500	361,100	401,600	444,600
	43	213,400	248,500	284,600	316,100	362,300	402,400	445,000
	44	214,700	249,600	286,400	317,800	363,500	403,200	445,400
	45	215,900	250,700	287,900	319,000	364,700	403,600	445,800
	46	217,000	252,100	289,600	320,400	365,500	404,200	446,200
	47	218,000	253,600	291,300	321,900	366,800	404,700	446,600
	48	219,100	255,100	292,900	323,500	367,900	405,100	446,900
	49	220,100	256,700	294,400	324,900	368,900	405,500	447,300
	50	221,100	258,100	296,000	326,300	369,900	405,800	447,700
	51	222,100	259,500	297,400	327,500	370,900	406,100	448,000
	52	223,100	260,800	299,000	328,800	371,900	406,400	448,300
	53	223,700	262,000	300,400	329,900	372,700	406,700	448,600
	54	224,600	263,400	301,900	330,900	373,500	407,100	449,000
	55	225,300	264,800	303,400	332,000	374,400	407,400	449,300
	56	226,300	266,100	304,900	333,000	375,400	407,700	449,600
	57	227,000	267,100	306,100	333,500	375,900	408,000	449,900
	58	227,900	268,400	307,300	334,500	376,700	408,300	450,300
	59	228,600	269,700	308,500	335,300	377,500	408,600	450,600
	60	229,400	271,100	309,900	336,200	378,300	409,000	450,900
	61	230,400	272,000	311,300	337,000	378,700	409,200	451,200
	62	231,200	273,200	312,500	337,300	379,400	409,500	
	63	232,100	274,500	313,800	337,900	380,100	409,800	
	64	233,200	275,800	315,000	338,600	380,800	410,100	
	65	233,800	276,800	316,400	339,200	381,200	410,300	
	66	234,600	278,000	317,200	339,900	381,800	410,600	
	67	235,400	279,000	318,000	340,600	382,500	410,900	
	68	236,200	280,100	318,900	341,300	383,200	411,200	
	69	236,900	281,200	319,500	342,000	383,600	411,400	
	70	237,700	282,200	320,200	342,600	384,100		
	71	238,400	283,300	320,900	343,200	384,600		
	72	239,000	284,400	321,500	343,800	385,100		
	73	239,700	285,200	322,200	344,100	385,700		
	74	240,500	285,900	322,400	344,700	386,200		
	75	241,300	286,500	323,000	345,200	386,800		
	76	242,000	287,300	323,600	345,800	387,400		
	77	242,600	288,100	324,200	346,300	387,900		
	78	243,200	288,700	324,700	346,800	388,400		
	79	243,800	289,300	325,200	347,300	388,900		
	80	244,400	289,900	325,700	347,700	389,400		
	81	244,700	290,600	326,400	348,000	389,700		
	82	245,100	291,100	326,900	348,300	390,200		
	83	245,500	291,500	327,300	348,700	390,600		
	84	246,000	291,900	327,800	349,000	391,100		
	85	246,400	292,100	328,300	349,500	391,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	86		292,300	328,700	349,800	392,000		
	87		292,500	328,900	350,100	392,400		
	88		292,700	329,300	350,500	392,800		
	89		293,100	329,700	350,900	393,200		
	90		293,300	330,100	351,200	393,700		
	91		293,500	330,500	351,600	394,100		
	92		293,700	330,900	351,900	394,500		
	93		294,200	331,200	352,300	394,900		
	94		294,400	331,400	352,600	395,400		
	95		294,600	331,800	352,900	395,800		
	96		294,900	332,100	353,200	396,200		
	97		295,300	332,300	353,500	396,600		
	98		295,600	332,600	353,900			
	99		295,800	332,900	354,300			
	100		296,100	333,200	354,700			
	101		296,400	333,400	355,200			
	102		296,600	333,700	355,600			
	103		296,800	334,100	356,000			
	104		297,100	334,400	356,400			
	105		297,400	334,500	356,900			
	106			334,800				
	107			335,200				
	108			335,400				
	109			335,600				
	110			336,000				
	111			336,400				
	112			336,800				
	113			337,000				
再雇用職員		190,300	217,200	245,800	259,300	284,800	326,000	368,800



別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	190,000	239,000	262,200	287,700	332,900
	2	163,500	192,100	240,800	263,200	289,500	335,100
	3	165,000	194,200	242,600	264,100	291,300	337,200
	4	166,500	196,200	244,400	265,200	293,200	339,400
	5	168,000	198,400	245,900	266,000	295,100	341,500
	6	169,500	200,700	247,200	267,000	296,900	343,700
	7	171,000	203,000	248,400	267,800	298,800	345,900
	8	172,500	205,300	249,700	268,800	300,600	348,000
	9	173,900	207,800	250,800	270,000	302,600	349,600
	10	175,600	209,200	251,900	270,800	304,500	351,700
	11	177,200	210,600	252,800	271,900	306,300	353,600
	12	178,800	212,000	253,800	273,100	308,200	355,600
	13	180,300	213,400	255,100	274,400	309,900	357,600
	14	182,400	215,000	256,200	275,700	311,600	359,800
	15	184,400	216,500	257,000	276,900	313,400	361,900
	16	186,400	217,700	258,000	278,500	315,200	363,900
	17	188,600	219,100	258,800	279,800	317,000	365,900
	18	190,800	220,600	259,700	281,200	318,700	368,000
	19	192,900	222,200	260,700	282,400	320,400	370,100
	20	195,000	223,700	261,600	283,800	322,100	372,200
	21	197,100	225,100	262,600	285,400	323,600	373,900
	22	199,400	226,800	263,600	287,100	325,100	376,100
	23	201,600	228,500	264,500	288,600	326,800	378,200
	24	203,800	230,300	265,500	290,000	328,300	380,200
	25	205,900	231,700	266,700	291,300	329,900	382,200
	26	207,200	233,400	268,000	293,100	331,300	383,900
	27	208,500	235,100	269,200	295,000	332,800	385,800
	28	209,800	236,800	270,600	296,700	334,500	387,700
	29	211,000	238,500	271,800	298,300	335,800	389,500
	30	212,200	239,900	273,300	299,900	337,300	391,300
	31	213,600	241,200	274,900	301,500	338,700	393,200
	32	214,800	242,300	276,300	303,300	340,200	395,000
	33	216,100	243,600	278,000	304,700	341,800	396,700
	34	217,400	244,700	279,500	306,200	343,400	398,400
	35	218,700	245,600	280,800	307,800	345,000	400,300
	36	220,000	246,800	282,100	309,400	346,500	402,000
	37	221,400	247,900	283,700	311,000	348,200	403,600
	38	222,900	249,000	285,100	312,400	349,800	405,300
	39	224,200	249,900	286,700	313,900	351,400	407,200
	40	225,600	251,000	288,100	315,500	353,000	409,000
41	226,600	251,700	289,700	317,100	354,200	410,500	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	228,000	252,600	291,200	318,600	355,700	412,000
	43	229,400	253,500	292,700	320,000	357,200	413,500
	44	230,900	254,500	294,400	321,500	358,700	414,800
	45	232,100	255,300	295,700	322,500	360,300	416,000
	46	233,500	256,300	297,100	323,900	361,300	417,100
	47	234,800	257,200	298,600	325,300	362,800	418,200
	48	236,100	258,200	300,100	326,900	364,100	419,400
	49	237,200	259,200	301,400	328,000	365,500	420,700
	50	238,400	260,400	302,800	329,400	367,000	421,800
	51	239,400	261,600	304,100	330,700	368,300	423,100
	52	240,500	262,900	305,500	332,000	369,700	424,200
	53	241,600	264,000	307,000	333,400	371,200	425,400
	54	242,700	265,500	308,300	334,900	372,400	426,400
	55	243,700	266,900	309,700	336,300	373,500	427,500
	56	244,700	268,300	311,200	337,600	374,800	428,600
	57	245,600	270,000	312,200	338,500	375,900	429,700
	58	246,700	271,600	313,400	339,800	376,800	430,200
	59	247,400	273,100	314,600	341,000	377,800	430,800
	60	248,400	274,600	316,000	342,300	378,800	431,300
	61	249,300	276,000	317,100	343,500	379,400	431,900
	62	250,300	277,500	318,500	344,400	380,200	432,400
	63	251,100	279,100	319,800	345,600	381,000	432,800
	64	252,100	280,400	321,000	346,900	381,800	433,300
	65	253,000	282,000	322,300	348,000	382,500	433,900
	66	254,100	283,500	323,600	349,200	383,300	434,300
	67	255,200	285,000	324,900	350,500	384,100	434,600
	68	256,100	286,600	326,300	351,600	384,800	434,900
	69	256,900	287,700	327,000	352,600	385,400	435,300
	70	258,000	289,200	328,100	353,600	386,000	
	71	259,100	290,700	329,200	354,700	386,700	
	72	260,300	292,100	330,100	355,800	387,300	
	73	261,700	293,300	331,400	356,600	388,000	
	74	263,100	294,800	332,100	357,700	388,500	
	75	264,400	296,100	333,200	358,900	389,100	
	76	265,600	297,400	334,500	360,000	389,600	
	77	266,600	298,900	335,600	360,700	390,000	
	78	267,700	300,200	336,800	361,500	390,600	
	79	269,000	301,400	337,900	362,300	391,200	
	80	270,300	302,800	339,100	363,000	391,500	
	81	271,400	303,500	340,200	363,600	391,800	
	82	272,400	304,700	341,300	364,100	392,300	
	83	273,500	305,800	342,300	364,700	392,700	
	84	274,600	307,000	343,500	365,200	393,000	
	85	275,400	308,100	344,400	365,800	393,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	86	276,300	309,300	345,400	366,300	393,800	
	87	277,400	310,600	346,300	367,000	394,300	
	88	278,600	311,700	347,300	367,500	394,700	
	89	279,600	313,000	348,300	367,900	395,000	
	90	280,500	314,200	349,100	368,300	395,400	
	91	281,400	315,400	349,900	368,900	395,900	
	92	282,400	316,600	350,800	369,400	396,300	
	93	283,400	317,400	351,400	369,700	396,700	
	94	284,400	318,100	352,000	370,200	397,100	
	95	285,300	318,900	352,700	370,600	397,600	
	96	286,400	319,500	353,300	370,900	398,000	
	97	287,200	320,200	353,700	371,500	398,400	
	98	288,000	320,500	354,100	372,000	398,900	
	99	288,600	321,100	354,600	372,500	399,400	
	100	289,500	321,800	355,000	373,000	399,800	
	101	290,300	322,200	355,500	373,600	400,200	
	102	291,100	322,800	355,900	374,100		
	103	291,900	323,400	356,400	374,700		
	104	292,700	324,000	356,800	375,100		
	105	293,400	324,400	357,100	375,700		
	106	293,900	324,900	357,600	376,200		
	107	294,500	325,400	358,000	376,700		
	108	295,000	325,900	358,300	377,200		
	109	295,200	326,400	358,900	377,800		
	110	295,500	326,800	359,400	378,200		
	111	295,700	327,100	359,900	378,700		
	112	296,100	327,400	360,400	379,200		
	113	296,400	327,800	360,900	379,800		
	114	296,600	328,200	361,400			
	115	297,000	328,600	361,900			
	116	297,300	328,900	362,300			
	117	297,600	329,100	362,700			
	118	297,900	329,400	363,100			
	119	298,200	329,800	363,600			
	120	298,600	330,000	364,100			
	121	298,900	330,200	364,500			
	122	299,300	330,500	365,000			
	123	299,600	330,800	365,500			
	124	300,000	331,100	366,000			
	125	300,200	331,300	366,300			
	126	300,400	331,600				
	127	300,700	332,000				
	128	301,100	332,200				
	129	301,300	332,300				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	130	301,600	332,600				
	131	302,000	333,000				
	132	302,500	333,200				
	133	302,700	333,500				
	134	303,000	333,900				
	135	303,400	334,400				
	136	303,700	334,800				
	137	303,900	335,100				
	138	304,200	335,500				
	139	304,600	335,900				
	140	304,900	336,300				
	141	305,100	336,600				
	142	305,500	337,000				
	143	305,900	337,300				
	144	306,200	337,700				
	145	306,300	338,000				
	146	306,600	338,400				
	147	306,900	338,800				
	148	307,300	339,200				
	149	307,500	339,500				
	150	307,700	339,900				
	151	308,000	340,300				
	152	308,300	340,700				
	153	308,700	341,000				
	154	308,900					
	155	309,100					
	156	309,400					
	157	309,700					
	158	310,000					
	159	310,400					
	160	310,700					
	161	311,100					
	162	311,400					
	163	311,700					
	164	312,000					
	165	312,400					
	166	312,700					
	167	313,000					
	168	313,300					
	169	313,700					
再雇用職員		237,200	257,800	265,100	275,400	291,900	329,500

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	129,500	181,500	203,400	251,300	281,000
	2	130,400	183,000	204,800	252,500	282,900
	3	131,400	184,500	206,300	253,600	284,700
	4	132,300	186,000	207,600	254,900	286,600
	5	133,400	187,300	208,900	255,800	288,400
	6	134,400	188,800	210,300	257,100	290,200
	7	135,400	190,300	211,700	258,200	291,900
	8	136,400	191,700	213,100	259,400	293,700
	9	137,200	193,100	214,600	260,500	295,500
	10	138,200	194,300	216,200	261,600	297,300
	11	139,200	195,600	217,800	262,900	299,000
	12	140,300	196,700	219,200	264,100	300,800
	13	141,200	198,000	220,500	265,100	302,400
	14	142,200	199,100	222,100	266,200	304,100
	15	143,200	200,200	223,600	267,200	305,700
	16	144,200	201,300	224,900	268,200	307,200
	17	145,300	202,400	225,900	269,300	308,800
	18	146,500	203,500	226,700	270,600	310,500
	19	147,700	204,500	227,600	271,700	312,200
	20	148,900	205,600	228,600	272,600	313,900
	21	150,100	206,600	229,500	273,600	315,100
	22	151,300	207,700	231,100	274,700	316,500
	23	152,500	208,800	232,400	275,800	317,900
	24	153,700	209,800	233,500	276,800	319,500
	25	154,900	210,700	235,000	277,800	320,800
	26	156,400	211,600	236,300	279,000	322,300
	27	158,000	212,300	237,700	280,100	323,700
	28	159,500	213,200	239,000	281,200	325,100
	29	160,900	214,200	240,100	282,100	326,800
	30	162,400	215,400	241,300	283,200	328,000
	31	163,900	216,400	242,600	284,200	329,300
	32	165,500	217,300	243,800	285,200	330,500
	33	167,000	218,000	244,900	286,200	331,600
	34	168,800	219,200	246,300	287,100	332,500
	35	170,600	220,300	247,400	288,100	333,600
	36	172,400	221,600	248,600	289,200	334,800
	37	174,300	222,400	249,900	289,900	335,900
	38	176,000	223,600	251,100	290,800	337,000
	39	177,700	224,800	252,400	291,700	338,000
	40	179,400	225,900	253,800	292,600	339,000
	41	181,000	226,800	254,800	293,400	340,000
	42	182,500	228,000	256,100	294,500	341,000
	43	183,900	229,000	257,200	295,500	342,000
44	185,300	230,200	258,500	296,400	343,100	

45	186,800	231,300	259,400	297,100	344,000
46	188,200	232,400	260,500	298,000	345,000
47	189,700	233,500	261,700	298,900	346,000
48	191,100	234,500	262,800	299,800	347,000
49	192,400	235,500	264,000	300,500	347,900
50	193,600	236,600	265,200	301,100	348,800
51	194,700	237,800	266,400	301,800	349,700
52	195,900	239,000	267,300	302,700	350,600
53	197,000	240,100	268,400	303,300	351,400
54	198,200	241,100	269,500	304,100	352,200
55	199,300	242,000	270,800	304,800	353,000
56	200,400	242,800	272,000	305,500	353,700
57	201,500	243,800	272,900	306,200	354,400
58	202,500	244,800	273,900	306,900	355,200
59	203,500	245,900	275,000	307,700	356,000
60	204,500	246,800	276,000	308,400	356,700
61	205,700	247,800	277,100	309,000	357,400
62	206,600	248,700	278,300	309,700	358,100
63	207,500	249,600	279,200	310,500	358,900
64	208,400	250,500	280,300	311,200	359,600
65	209,100	251,300	281,200	311,700	360,200
66	209,900	252,100	282,000	312,200	360,700
67	210,600	252,900	282,800	312,800	361,200
68	211,400	253,600	283,600	313,400	361,700
69	211,800	254,500	284,400	314,000	362,100
70	212,400	255,100	285,200	314,400	362,600
71	212,700	255,600	286,100	314,900	363,100
72	213,300	256,100	286,800	315,400	363,600
73	213,700	256,300	287,600	315,700	364,000
74	214,300	256,700	288,300	316,200	364,500
75	214,800	257,200	289,100	316,700	365,000
76	215,600	257,700	289,900	317,100	365,500
77	215,800	258,200	290,500	317,300	365,900
78	216,500	258,600	291,000	317,600	366,400
79	217,000	259,100	291,500	317,900	367,000
80	217,600	259,600	291,900	318,300	367,500
81	218,300	259,900	292,300	318,600	367,900
82	218,800	260,200	292,700	318,900	368,400
83	219,400	260,500	293,200	319,200	368,900
84	220,100	260,800	293,700	319,500	369,400
85	220,700	261,000	294,200	319,700	369,800
86	221,300	261,200	294,800	320,100	370,300
87	221,900	261,500	295,400	320,400	370,800
88	222,600	261,900	296,000	320,600	371,300
89	223,100	262,100	296,300	320,800	371,700
90	223,700	262,300	296,800	321,100	372,200
91	224,300	262,700	297,300	321,400	372,700
92	224,800	262,900	297,700	321,700	373,200
93	225,200	263,200	298,100	321,900	373,600
94	225,700	263,600	298,600	322,200	374,100
95	226,200	263,900	299,100	322,500	374,700
96	226,700	264,200	299,600	322,700	375,200
97	227,300	264,400	299,900	322,900	375,600
98	227,800	264,700	300,300	323,200	376,100

	99	228,300	264,900	300,800	323,500	376,600
	100	228,800	265,200	301,300	323,700	377,100
	101	229,200	265,500	301,700	323,900	
	102	229,800	265,700	302,200	324,200	
	103	230,400	266,000	302,500	324,500	
	104	231,000	266,300	302,800	324,700	
	105	231,400	266,500	303,100	324,900	
	106	231,900	266,700	303,500	325,200	
	107	232,400	267,000	303,900	325,500	
	108	232,800	267,200	304,300	325,700	
	109	233,000	267,500	304,600	325,900	
	110	233,400	267,800	305,000	326,300	
	111	233,900	268,100	305,400	326,600	
	112	234,400	268,300	305,700	326,800	
	113	234,700	268,500	305,900	327,000	
	114	235,200	268,800	306,200	327,300	
	115	235,700	269,000	306,500	327,600	
	116	236,200	269,200	306,700	327,800	
	117	236,500	269,500	306,900	328,000	
	118	236,900	269,800	307,200	328,300	
	119	237,300	270,200	307,500	328,600	
	120	237,800	270,500	307,700	328,800	
	121	238,200	270,600	307,900	329,000	
	122		270,900	308,200	329,300	
	123		271,200	308,500	329,600	
	124		271,500	308,700	329,800	
	125		271,600	308,900	330,000	
	126		271,900	309,200	330,300	
	127		272,200	309,500	330,600	
	128		272,500	309,700	330,800	
	129		272,600	309,900	331,000	
	130		272,900	310,300	331,300	
	131		273,200	310,600	331,600	
	132		273,500	310,800	331,800	
	133		273,600	311,000	332,000	
	134		273,900		332,300	
	135		274,200		332,600	
	136		274,500		332,800	
	137		274,600		333,000	
	138				333,300	
	139				333,600	
	140				333,800	
	141				334,000	
再雇用職員		195,200	206,500	225,200	246,300	277,300

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	715,000
2	771,000
3	828,000
4	906,000
5	977,000
6	1,048,000
7	1,121,000
8	1,190,000



別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は言語聴覚士の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務